

令和 7 年度平戸市農業委員会第 3 回総会議事録

■開催日時：令和 7 年 6 月 27 日（金）午前 9 時 30 分～午前 10 時 20 分

■開催場所：平戸市役所 3 階 大会議室 ABC

■農業委員：19 人中 16 人出席 欠席委員：4 番、5 番、12 番

※委員名簿は議事録末に添付

■推進委員：18 人中 16 人出席 欠席委員：2 番、10 番

■総会公開非公開の別：公開 ■傍聴人数：0 人

■事務局 大坪事務局長、浅田事務局次長、寺田班長、
金子係長、田崎主任主事

■書記の職氏名 職氏名：寺田班長

■議事録の公開 公開

■総会日程

日程 1 開会宣言

日程 2 会長あいさつ

日程 3 議事録署名委員及び書記の指名

日程 4 会務報告

日程 5 議事

報告 第 4 号 使用貸借解約通知書について

報告 第 5 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約について

議案 第 10 号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

議案 第 11 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案 第 12 号 非農地通知申出について

議案 第 13 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について

議案 第 14 号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請（案）について

日程 6 閉会

発言者名	会 議 の 概 要
局 長 事務局	■日程1 開会宣言 ただいまから、「令和7年度 第3回 平戸市農業委員会総会」を開会いたします。 開会にあたり、会長がご挨拶致します。
会 長 事務局	■日程2 会長あいさつ 皆様、おはようございます。梅雨が明けたと報道もなされていますが、明けた途端、昨日の午後から非常に暑い日が続くようです。 先ほど次長からも報告がありましたとおり、先日、県農業会議総会が開催され、議案の審議・採決が行われたところです。皆様には色々とお世話をかけることと思いますが、令和7年度の活動ができることをお願いいたします。 昨日は午後からながさき西海農協の総代会も開催され、無事に終了したとことでございます。総代となっている委員の皆さん、大変お疲れ様でした。 今後も非常に厳しい暑さが続き気温が上がることが予想され、報道でも連日のように熱中症の危険性が取り上げられておりますが、農作業を行う際には休憩を入れ、十分注意しながら作業にあたっていただきたいと思います。 本日も、報告2件、議案5件を提案しておりますので、慎重なご審議をお願いして、開会の挨拶といたします。 本日は、4番、5番、12番の農業委員から欠席する旨の届出があっております。 よって、平戸市農業委員会総会会議規則第10条の規定により出席委員数が過半数を超えておりますので、総会が成立していることを報告いたします。 また、推進委員では、2番、10番委員から欠席する旨の報告があっております。 それでは、同規則第6条の規定に基づき、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の進行につきましては、会長にお願いいたします。
会 長	■日程3 議事録署名委員及び書記の指名 それでは、日程3の議事録署名委員および書記を指名いたします。

	平戸市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定による議事録署名委員ですが、議長指名でご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし」
会 長	異議なしと認め、議事録署名委員に議席番号、14 番委員、15 番委員、書記に寺田班長を指名いたします。 以上で日程 3 を終わります。
	■日程 4 会務報告
会 長	次に、日程 4、会務報告について、事務局から報告をいたします。
事務局	それでは、議案書の 1 ページをお願いします。 6 月の会務報告をいたします。（6 月会務報告を報告） 7 月の会務予定を申し上げます。（7 月会務予定を報告） 以上で報告を終わります。
会 長	それでは、7 月の総会日程をあらかじめ決めたいと思います。 7 月の総会を令和 7 年 7 月 29 日（火曜日）午前 9 時 30 分からとし、場所は、平戸市役所 3 階大会議室において開催したいと思いますが、ご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし」
会 長	異議がありませんので、7 月の総会を令和 7 年 7 月 29 日（火曜日）午前 9 時 30 分からとし、場所は、平戸市役所 3 階大会議室において、開催いたします。
	■日程 5 議事
会 長	次に、日程 5、議事に入ります。
	《報告第 4 号 使用貸借解約通知書について》
会 長	報告第 4 号について、事務局からの報告を求めます。
事務局	それでは、議案書の 2 ページから 5 ページをお願いいたします。 3 ページから 5 ページについて、ご説明いたします。 報告第 4 号、使用貸借解約通知書について、番号 1 番、貸し人借り人については、記載のとおりです。貸借農地は、田平町岳崎免字草木原 302 番 1、現況地目は田で、面積が 532 平方メートル、外 1 筆、合計で 2,784 平方メートルとなります。契約内容につきま

	しては、備考欄のとおりです。 解約理由は、借受人の病気による規模縮小となっております。番号2番から7番についてはご一読をお願いします。 報告第4号の説明は以上です。
会 長	ただいま、事務局からの報告が終わりましたので、これより意見がある方は、挙手をして発言してください。
3 番委員	番号4番についてですが、古梶の基盤整備をしていたところをモロフジファームさんがお借りになっていたということですが、他に借受けする人がいなくなるとかなりの面積で耕作がされなくなるのではと思っておりますけれども、その後について何か聞いていますか。
事務局	まず、モロフジファームについてですが、農地所有適格法人でもあり、令和3年度に国が認定しております認定農業者となっております。田平町田代免、また、福岡にも事務所があるんですけれども、田代地区・古梶地区を中心に農地を借り受けていただいております。この両地区は過去に地域集積協力金の交付を受けておりますので、交付の要件を満たすため、担い手枠として入っていただいております。 今回の解約につきましては、昨年10月ごろから相談があっておりまして、昨年12月総会でも解約の案件を1件報告させてもらっておりますが、その際も他の委員から法人が10年間の利用権設定なのに途中で解約することはいかなるものかとの質問がありました。その時もお答えさせていただいておりますが、農作業に従事する方が5名おられて作業を回しておりましたが、3名が退職され2名ではどうしてもマンパワー不足というお話で、他にも借り受けている農地がありますが、その中でも比較的耕作条件が不利といいますか石が多くある、木立の日陰となり作物が育ちにくいなどの農地を返したいということでございます。 所有者の方の同意と借受けする前と同じ状態に戻す現状復旧の作業が条件となっておりますので、その旨を伝え、同意と復旧作業が4月中旬までかかりましたので、今回の報告となっております。 委員が言われましたように筆数が次の報告事項の分も含め30筆と数が多いという事で今後耕作放棄地とならないか懸念されるところですが、古梶地区の農地は中山間地域等直接支払制度の対象農地となっており、担当者に確認したところ外す予定はないとのことで、所有者若しくは協定で耕作はしないにしても維持管理がなされていくものと思っております。 また、田代地区につきましては、田平農地振興会が多面的機能の取り組みをしていると聞いておりますので、同様に取り組みの参加者で管理されるものと思っております。今後、貸借に繋がるようなことがあれば、地区とも協議をしながら農地中間管理事業を活用しながら進めていきたいと思っております。長くなりましたが以上で説明を終わります。

3 番委員	はい、わかりました。よろしくお願いします。
会 長	田平の委員であっせん等していただければ助かりますので、よろしくお願いします。他に意見はありませんか。
	「意見なし」
会 長	意見が無いようですので、報告第 4 号を終わります。
	《報告第 5 号 農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約について》
会 長	続きまして、報告第 5 号について、事務局からの報告を求めます。
事務局	それでは、議案書 6 ページ、7 ページをお願いします。7 ページについて、ご説明いたします。 報告第 5 号、農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく合意解約について、番号 1 番、貸し人借り人については記載のとおりです。貸借農地は田平町田代免字道勘田 220 番 1、現況地目は田で、面積が 373 平方メートルほか 7 筆、合計で 12,145 平方メートル、契約内容につきましては備考欄のとおりです。解約理由につきましては、耕作条件不利および借受人の規模縮小によるものとなっております。報告第 5 号の説明は以上です。
会 長	ただいま、事務局からの報告が終わりましたので、これより意見がある方は、挙手をして発言してください。 「意見なし」
会 長	意見が無いようですので、報告第 5 号を終わります 《議案第 10 号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について》
会 長	次に、議案第 10 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	議案書の 8 ページから 14 ページをお願いします。 議案第 10 号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、ご説明いたします。今回、番号 1 番、2 番が農振除外ということで 2 件、3 番から 5 番が農振編入ということで 3 件あっております。 番号 1 番、申請人については記載のとおりで、申請農地については、田平町一関免字立部 41 番 1、地目は畑で、地積が 613 平米、

	10 ページの方に理由を記載しておりますけれども、新たに一般住宅を新築するために農振の農用区域から除外するものです。 番号 2 番、申請人については記載のとおりで、申請農地については、木ヶ津町字坊主畑 2092 番 4、2092 番 6、地目は山林と畑で、合計面積が 839.4 平米となります。変更理由は 11 ページに記載しておりますけれども、こちらも一般住宅を新築するためとなっております。 番号 3 番、申請人については記載のとおりで、申請農地については、迎紐差町字垣洗川 65 番 1、74 番の 2 筆、地目が田で、地積合計が 3,266 平米、12 ページに変更理由を記載しておりますけれども、長年優良農地として使っておりまして農振地域の農用区域地に編入し、中山間地域等直接支払交付金制度に取り組むためです。 番号 4 番、申請人については記載のとおりで、申請農地については、迎紐差町字岡ノ崎 222 番、223 番の 2 筆、地目は田で、地積合計が 845 平米、13 ページに変更理由を記載しておりますけれども、先ほどの 3 番と同様に、優良農地として使っていたことから農振地域の農用区域地に編入し、中山間地域等直接支払交付金制度に取り組むためです。 番号 5 番、申請人については記載のとおりで、申請農地については、中野大久保町字磯道ですが、議案書には 6 筆記載してありますが、確認したところ 57 番、58 番は既に農振農用区域に入っていたため、42 番、43 番、44 番、45 番 1 の 4 筆で合計面積が 5,174 平米に修正をお願いします。これにつきましても 14 ページのとおり、優良農地として使っていたことから農振地域の農用区域地に編入し、中山間地域等直接支払交付金制度に取り組むためです。なお、14 ページにつきましても修正をお願いします。 (スライドにより位置、現況写真等について説明。) 以上で説明を終わります。
会 長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。
3 番委員	先ほど、スライドの説明の中で番号 3 番ですが、農地を編入して中山間に取り組むということですが、その間にある農地は中山間の協定用地ではないとのことですが、中山間に取り組む場合は上から下まで農地が連なっていなければできなかったんじゃないかと思うんですが、どうなんでしょうか。
事務局	写真を見てもらっても判るかとおもいますが、実際傾斜がついている農地となっており、現在は飛び地であっても協定農用地とすることができとなっております。 農用区域地に編入した後に、中山間の担当者が測って、該当とならなければ、協定農用地には入れられないということになりますが、協定農用地とするにも先に農振地域の農用地としなければならぬための申請となっております。あとは中山間の担当者の判断によるものです。

3 番委員	であれば、真ん中の農地も同様に編入を行い、中山間の協定農用地となるよう進めたらどうかなと思ったもので。
事務局	逆に農振地域の農用地に指定したら規制がかかってくるので、本人の同意がなくこちらが勝手に編入はしませんので、今回の2件については本人からの申し出がありましたので編入しますけど、真ん中の農地の所有者からは申し出がなかったので編入はしておりません。 今後、真ん中の農地所有者が中山間に取り組んでもいいと考え申し出があれば編入しなければと思っております。 まずは周りから固めていきたいということだと思います。
3 番委員	はい、わかりました。
会 長	他に質疑はありませんか。 「質疑なし」
会 長	他に質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第 10 号に対する意見について、「特に異議なし」と決定することにご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」
会 長	異議なしと認め、議案第 10 号に対する意見について、「特に異議なし」と決定いたします。 《議案第 11 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について》
会 長	次に、議案第 11 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	議案書の 15 ページ、16 ページをご覧ください。 議案第 11 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、今回、3 件っております。 番号 1 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、田平町以善免字ソデ山 1237 番 1、地目は田で、地積が 1,549 平米、農業経営規模拡大のための所有権移転の売買となります。 番号 2 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、草積町字石原田前 1149 番、地目は田で、地積が 1,176 平米、これについても農業経営規模拡大のための所有権移転の売買となります。 番号 3 番、申請人は記載のとおりで、申請農地については、大島村的山川内字勝負田 1120 番外 9 筆、合計 10 筆で地積合計が 10,619 平米、農業経営規模拡大のための所有権移転の売買となります。 (スライドにより位置、現況写真等について説明。)

	以上で説明を終わります。
会 長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。 「質疑なし」
会 長	質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第 11 号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」
会 長	異議なしと認め、議案第 11 号について、原案のとおり決定いたします。 《議案第 12 号 非農地通知申出について》
会 長	次に、議案第 12 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	議案書の 17 ページ、18 ページをご覧ください。 議案第 12 号、非農地通知申出について、今回、1 件とあっております。 番号 1 番、申出人については記載のとおりで、申出を受けた農地は、紐差町字前田 1053 番 2 外 2 筆で合計 3 筆、地目は畑で、地積合計が 844 平米となります。現況は原野となっております。 (スライドにより位置、現況写真等について説明。) 以上で説明を終わります。
会 長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、ここで、現地に立ち会われました関係委員の補足説明をお願いいたします。
14 番委員	「補足説明」
会 長	ただいま、関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。 「質疑なし」
会 長	質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第 12 号について、原案のとおり非農地として判断することにご異議ございませんか。

委員一同	「異議なし」
会 長	異議なしと認め、議案第 12 号について、原案のとおり非農地として決定いたします。 《議案第 13 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について》
会 長	次に、議案第 13 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	議案書の 19 ページ、20 ページをご覧ください。 議案第 13 号農地法第 2 条第 1 項の規定による農地に該当するか否かの判断について、今回 3 件あっております。昨年の農地利用状況調査において B 分類農地として判断された農地となります。 （スライドにより位置、判定状況写真、現況写真等について説明）以上で説明を終わります。
会 長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をして発言してください。 「質疑なし」
会 長	質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第 13 号について、原案のとおり非農地として判断することにご異議ございませんか。
委員一同	「異議なし」
会 長	異議なしと認め、議案第 13 号について、原案のとおり非農地として決定いたします。 《議案第 14 号 農用地利用集積等促進計画策定に係る要請（案）について》
会 長	次に、議案第 14 号の議題に入ります。事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	それでは、議案書 21 ページから 25 ページをお願いいたします。 議案第 14 号、農用地利用集積等促進計画策定に係る要請（案）について、ご説明いたします。 項目 1 号、利用権設定各筆明細は、農地中間管理機構を通じた賃貸借権の設定（借受・転貸一体型）となります。 整理番号 1 番、農地中間管理機構に賃貸権の設定等を行う者及

	び農地中間管理機構を通じて賃借権の設定等を受ける者については、記載のとおりです。 権利を設定する土地は、草積町字石原田前 1125 番 2、現況地目は田で、面積は 5,196 平方メートル外 1 筆、合計で 5,323 平方メートル、設定する権利、農地法その他の農業に関する法令の遵守状況、地域計画に関する事項については、記載のとおりです。 続きまして項目 2 号、利用権設定各筆明細は、農地中間管理機構を通じた使用貸借権の設定（借受・転貸一体型）となります。 整理番号 2 番、農地中間管理機構に使用貸借権の設定等を行う者及び農地中間管理機構を通じて使用貸借権の設定等を受ける者については記載のとおりです。 権利を設定する土地は、大久保町字東田ノ浦 82 番 1、現況地目は田で、面積は 260 平方メートル外 1 筆、合計で 597 平方メートルとなります。設定する権利、農地法その他の農業に関する法令の遵守状況、地域計画に関する事項については、記載のとおりです。整理番号 3 番については、ご一読をお願いします。 続きまして 25 ページ、項目 3 項、利用権設定各筆明細は、農地中間管理機構で設定された権利の移転となります。 権利を移転する者（現に農地中間管理機構から権利設定を受けている者）及び権利の移転を受ける者については記載のとおりです。 権利を移転する土地は、大野町字大野川 270 番 1、現況地目は田で、面積は 203 平方メートル外 3 筆、合計 1,720 平方メートル、移転する権利、引継ぎの事項、農地法その他の農業に関する法令の遵守状況、地域計画に関する事項については記載のとおりです。 なお、耕作する品目については、整理番号 1 番はいちご、整理番号 2 番から 4 番につきましては水稻となっておりますが、整理番号 4 番地つきましては、冒頭の会務報告でもありましたとおり、大野町でようやくと言いますか、基盤整備の工事が始まることから、工事完了までは耕作はしないということになっております。 議案第 14 号の説明は以上です。ご審議のほどお願いいたします。
会 長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言がある方は、挙手をして発言してください。 「質疑なし」
会 長	質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。議案第 14 号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし」
会 長	異議なしと認め、議案第 14 号について、原案のとおり決定いた

会 長 委員一同 会 長	します。 ■ 日程 6 閉会 以上で、本日の議案審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。お諮りいたします。本総会における各議決案件について、その字句その他整理を要するものにつきましては、議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。 「異議なし」 異議なしと認め、本総会における各議決案件の整理について、議長の一括委任とすることに決しました。 以上をもちまして、令和 7 年度平戸市農業委員会第 3 回総会を閉会いたします。 閉会時刻：10 時 20 分 議 長印 議事録署名人 議席番号 14 番委員印 議席番号 15 番委員印
---	--

■ 農業委員名簿

地区	議席番号	氏 名
北 部	5	岡 村 勝 彦
	17	前 原 正 行
	16	寺 田 俊 雄
	8	神 田 孝 夫
	4	榊 屋 可 恵
中 部	7	川 上 武 夫
	14	塚 本 憲 章
	6	松 山 矢 市
南 部	18	青 崎 日 出 男
	1	山 口 隆 徳
	9	針 尾 庄 作
生 月	11	谷 本 雅 嗣
	19	川 村 政 幸
	13	蜜 山 隆 満
田 平	3	松 本 一 郎
	2	川 尻 修 治
	15	大 山 荒 助
大 島	10	藤 沢 和 正
	12	松 山 浩 幸